# 前開地区地区計画

**《位置》**神戸市西区前開南町1丁目、2丁目

**《面積》**約 18.7ha

**《決定年月日》** 平成 5 年 5 月 25 日、平成 8 年 2 月 13 日 (変更)、平成 16 年 4 月 13 日 (変更)

### 《地区計画の目標》

当地区は、市営地下鉄伊川谷駅周辺に位置しており、駅前にふさわしい多様な都市機能の導入と、良好 な居住環境との調和を図り、ゆとりとうるおいのある市街地の形成を適切に誘導することを目標とする。

### 《区域の整備・開発及び保全の方針》

土地利用の 方 針	当地区を「駅前地区」、「沿道地区」及び「住宅地区」に区分し、駅を中心とする周辺地域における生活中心地区としての良好な土地利用を誘導するとともに、都市計画道路西神中央線沿道並びに住宅地としての計画的な土地利用の誘導を図る。 1「駅前地区」・・市営地下鉄伊川谷駅周辺は、交通ターミナル機能を中心として地域利便施設等を計画的に配置し、駅前にふさわしい良好な市街地の形成を図る。 2「沿道地区」・・都市計画道路西神中央線沿道は、沿道商業業務機能及び地域利便施設等を計画的に配置し、幹線道路沿道にふさわしい良好な市街地の形成を図る。 3「住宅地区」・・戸建住宅及び中層住宅等を適正に配置するとともに、周辺環境に配慮しながら生活利便施設を配置し、良好な居住環境を備えた市街地の形成を図る。
地区施設の 整備の方針	当地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路、公園等を適 正に配置する。
建築物等の整備の方針	1「駅前地区」・・駅前にふさわしい魅力とにぎわいのある環境を形成するとともに、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、配置等に留意して整備を行う。 2「沿道地区」・・幹線道路沿道にふさわしい魅力ある環境を形成するとともに、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、配置等に留意して整備を行う。 3「住宅地区」・・良好な居住環境を形成するとともに、その保全を図るため、建築物等の用途、規模、高さ、配置等に留意して整備を行う。

# 《地区整備計画の概要》

## ◇建築物等に関する事項

地区の細区分	駅前地区	沿道地区	住宅地区A	住宅地区 B	住宅地区C
用途の制限	建ら ケのも ち馬外れ ㎡ 専は 建ら ケのも ち馬外れ ㎡ 専は は、場す 、、、他のが 住し が水に ン的売そる合畜高建工 が水に ンが売そる合畜高建工 が水に ンが売そる合畜高建工 が水に ンが売そる計舎層築場 が水に ンが売れのもが 住し が水に ンが売れる計舎層築場 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	を は 大 な な 1 2 ケのる を は が な た な な た な た な た な た な た な た に 築 は が れ ら い ル り 場 れ い れ ら い れ ら い の 物なテート こ の も で と の も に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			をはいれるは、スをするは、スをするはいいり場れ、というでは、場類はが水ら、習合え高にいている。は、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に
容積率の 最高限度				150 %	
壁面の位置 の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代 道路境界線かわる柱(以下「外壁等」という。)の面までの 外壁等の面まて 距離は1m以上とする。 m以上とする。			道路境界線から建 築物の外壁等の面ま での距離は 1m以上 とする。	
高さの最高限度				12 m	
垣又は さくの構造 の制限	道路に面する部分に門、へい、かき及びさく を設置してはならない。(注2)		道路、公園その他の公共施設に面する部分のへいは、生垣又は透視可能な高なだし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。		道路に面する部分 に門、へい、かき及 びさくを設置しては ならない。(注2)
用途地域	近隣商業	第1種中高層住居専用地域		第1種住居地域	

- 注 1 ただし、下記の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分についてはこの限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 m以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が 3 m以下であるもの注 2 ただし、危険防止のためにやむをえず設置するものについてはこの限りでない。

